

# 茨城県報 第6617号

昭和53年3月30日

木 曜 日

（明治35年3月17日）  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 規 則

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ●茨城県公害防止条例施行規則の一部改正（大気原子力課）…………… | ページ |
| ●茨城県市町村振興資金貸付規則の一部改正（地方課）……………   | 1   |
|                                  | 2   |

### 告 示

- |   |    |
|---|----|
| ●茨城県家畜伝染病予防事務委任要項の一部改正（畜産課）……………            | 3  |
| ●土地改良事業適当決定（4件）（農地管理課）……………                 | 4  |
| ●土地改良事業の認可（ " ）……………                        | 5  |
| ●換地計画の適当決定（ " ）……………                        | 5  |
| ●換地処分届出（ " ）……………                           | 5  |
| ●道路の供用開始（道路維持課）……………                        | 6  |
| ●公有水面埋立の免許（港湾課）……………                        | 6  |
| ●事業計画変更の認可（都市施設課）……………                      | 12 |
| ●茨城県財務規則に基づく本庁又は公所に所属する所属店の一部改正（出納第一課）…………… | 12 |
| ●木材業者等の登録（地方総合事務所）……………                     | 13 |

### 公 告

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ●争議行為の予告通知の公表（労政課）……………           | 13 |
| ●種牡畜検査の実施（畜産課）……………               | 14 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更（2件）（都市計画課）…………… | 15 |
| ●土地区画整理組合の解散（ " ）……………            | 16 |
| ●開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）……………        | 16 |
| ●道路位置の指定（ " ）……………                | 17 |

### 正 誤

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ●昭和53年3月2日付茨城県報第6609号中…………… | 18 |
| ●昭和53年3月14日付茨城県報号外中……………    | 18 |

## 規 則

### 茨城県規則第3号

茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県公害防止条例施行規則（昭和46年茨城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第3その6 騒音に係る特定施設を設置する工場等に関する規制基準の表備考第1項中「午後10時」を「午後9時」に改める。

**付 則**

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

**茨城県規則第4号**

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則**

茨城県市町村振興資金貸付規則(昭和43年茨城県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「6.75パーセント」を「6.5パーセント」に改める。

**付 則**

- 1 この規則は、昭和53年3月31日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の茨城県市町村振興資金貸付規則の規定により貸し付けている貸付金については、なお、従前の例による。

**告 示**

**茨城県告示第386号**

茨城県家畜伝染病予防事務委任要項(昭和32年茨城県告示第932号)の一部を次のように改正する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条第2号中「所有者」を「所有者等」に改める。

第3条中「翌月5日」を「翌月5日(ただし、3月分は3月31日)」に改める。

第4条第1項中「茨城県畜産関係手数料規則(昭和26年茨城県規則第54号。以下「手数料規則」という。)第1条第2号及び第3号」を「茨城県畜産関係手数料徴収規則(昭和51年茨城県規則第16号。以下「手数料規則」という。)第1条及び第2条」に改める。

第5条第1項中「翌年4月」を「当該年度末の翌月」に改め、同条第2項中「第1条第2号及び第3号」を「第2条」に改める。

第7条中「交付金指令書」を「交付金決定通知書」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第3条)」に、「実施頭羽数」を「実施頭羽群数」に改める。

様式第2号及び第3号を次のように改める。

様式第2号 (第3条)

年 月分家畜の ( ) 検査 (注射薬浴投薬) 連名簿

市町村名

検査, 注射, 薬浴又は投薬の別	実施頭羽群数	手数料金額	家畜の所有者等		摘 要
			住 所	氏 名	
計					

(注) 検査, 注射, 薬浴又は投薬ごとに別紙とすること。

様式第3号 (第6条)

番 号  
年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長名 印

家畜伝染病予防事務交付金交付申請書

年度において家畜伝染病予防事業を下記のとおり実施したので、茨城県家畜伝染病予防事務委任要項第6条の規定により交付金 円を交付されたく申請する。

記

検査, 注射, 薬浴又は投薬の別	実 施 期 間	実施頭羽群数	交 付 金 算 出 基 礎 額	交付金要求額	摘 要
計					

付 則

この告示は公布の日から施行する。



**茨城県告示第387号**

石岡台地土地改良区が行おうとする先後地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

石岡台地土地改良区定款の写し

先後地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年4月7日から昭和53年4月27日まで

3 縦覧の場所 美野里町役場

**茨城県告示第388号**

豊田新利根土地改良区が行おうとする福ノ木地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

福ノ木地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年4月7日から昭和53年4月27日まで

3 縦覧の場所 利根町役場

**茨城県告示第389号**

高萩市長鈴木藤太から昭和53年2月20日付で認可申請のあつた石滝地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

石滝地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年4月6日から昭和53年4月26日まで

3 縦覧の場所 高萩市役所

**茨城県告示第390号**

笠間市長山口茂から昭和53年1月24日付で認可申請のあつた大橋地区土地改良事業については、  
適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同  
法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 大橋地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年4月5日から昭和53年4月25日まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

**茨城県告示第391号**

昭和52年9月19日付で高萩市長鈴木藤太から認可申請のあつた後谷地区土地改良事業を昭和53年  
3月17日付で土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条  
第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第392号**

昭和53年2月27日付で認可申請のあつた、成田郷地区の換地計画については適当と決定したの  
で、土地改良法(昭和24年法律第195号)第53条の2第4項において準用する同法第8条第6項の  
規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年4月10日から昭和53年4月30日まで
- 3 縦覧の場所 大洗町役場

**茨城県告示第393号**

昭和52年11月28日付農管指令第487号をもつて認可した浜地区の換地計画の更正については、換  
地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定に  
より公示する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和53年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道118号
- 2 供用開始の区間  
那珂郡大宮町大字泉字新山541の64番地から  
那珂郡大宮町大字大宮字中江幡900の2番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年4月1日

茨城県告示第395号

昭和52年5月14日付で出願のあつた公有水面埋立てについては、次のとおり免許したので公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第11条の規定により告示する。

昭和53年3月30日

日立港港湾管理者の長

茨城県知事 竹 内 藤 男  
茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名  
茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨 城 県  
茨城県知事 竹 内 藤 男
- 2 埋 立 区 域  
(1) 位 置 茨城県日立市久慈町4丁目135番6地先から日立市久慈町4丁目5630番55地先  
(2) 区 域 久慈川河川区域及び日立港港湾区域内の次のA区域-1, A区域-2, B区域-1  
及びB区域-2

A区域-1

次の①の地点から⑥の地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 国土地理院久慈三角点(北緯36度29分21秒, 東経140度36分50秒)から80度10分14秒1, 282.4メートルの地点

①の地点 ④の地点から302度46分57秒274メートルの地点

② " ① " 119度20分 220.5 "

③ " ② " 156度28分 60 "

④	"	③	"	128度05分	2.8	"
⑤	"	④	"	214度38分	71	"
⑥	"	⑤	"	318度00分	233.8	"

次の⑦の地点から⑳の地点を順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と⑦の地点とを結ぶ昭和51年秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑦の地点 ㉑の地点から315度06分51秒368メートルの地点

⑧	"	⑦	"	144度10分	11	"
⑨	"	⑧	"	161度25分	24.5	"
⑩	"	⑨	"	161度25分	17.5	"
⑪	"	⑩	"	156度00分	92.5	"
⑫	"	⑪	"	318度00分	32.2	"
⑬	"	⑫	"	214度00分	7.42	"
⑭	"	⑬	"	318度00分	55.98	"
⑮	"	⑭	"	214度00分	120	"
⑯	"	⑮	"	262度32分	5.2	"
⑰	"	⑯	"	262度32分	197.8	"
⑱	"	⑰	"	333度10分	12	"
⑲	"	⑱	"	260度00分	30	"
⑳	"	⑲	"	253度37分	20.5	"
㉑	"	⑳	"	244度25分	12.3	"
㉒	"	㉑	"	237度00分	16	"
㉓	"	㉒	"	225度57分	9	"
㉔	"	㉓	"	137度55分	2	"
㉕	"	㉔	"	223度20分	15.1	"
㉖	"	㉕	"	222度40分	16	"
㉗	"	㉖	"	214度30分	15.7	"
㉘	"	㉗	"	210度35分	36.2	"
㉙	"	㉘	"	131度42分	2	"
㉚	"	㉙	"	210度00分	24	"
㉛	"	㉚	"	204度47分	16.2	"
㉜	"	㉛	"	309度30分	165.5	"
㉝	"	㉜	"	38度20分	53.7	"
㉞	"	㉝	"	49度10分	32.3	"

35	"	34	"	51度42分	23.2	"
36	"	35	"	56度15分	42.2	"
37	"	36	"	57度32分	25.1	"
38	"	37	"	148度43分	4	"

A区域-2

次の④⑩の地点から④⑫の地点を順次に直線で結んだ線及び④⑫の地点と④⑩の地点とを結ぶ昭和51年秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④⑩の地点 ④の地点から255度16分12秒497メートルの地点

④①	"	④⑩	"	214度00分	111	"
④⑫	"	④①	"	309度30分	45.9	"

B区域-1

次の④⑬の地点から④⑰の地点を順次に直線で結んだ線及び④⑰の地点と④⑬の地点とを結ぶ昭和51年秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④⑬の地点 ④の地点から243度59分23秒963メートルの地点

④④	"	④⑬	"	242度00分	7.9	"
④⑤	"	④④	"	299度00分	60.7	"
④⑥	"	④⑤	"	261度32分	26	"
④⑦	"	④⑥	"	225度52分	240	"
④⑧	"	④⑦	"	343度05分	4.2	"
④⑨	"	④⑧	"	302度50分	2	"
④⑩	"	④⑨	"	18度52分	42.5	"
④⑪	"	④⑩	"	98度00分	3.4	"
④⑫	"	④⑪	"	41度00分	38.5	"
④⑬	"	④⑫	"	37度47分	41.5	"
④⑭	"	④⑬	"	33度07分	37.1	"
④⑮	"	④⑭	"	28度45分	58.8	"
④⑯	"	④⑮	"	24度40分	28.6	"
④⑰	"	④⑯	"	15度22分	56.3	"
④⑱	"	④⑰	"	20度00分	61.8	"
④⑲	"	④⑱	"	21度08分	58	"
④⑳	"	④⑲	"	20度12分	23.4	"
④㉑	"	④㉑	"	24度37分	34	"



⑥2	"	⑥1	"	26度30分	54.9	"
⑥3	"	⑥2	"	29度10分	40.7	"
⑥4	"	⑥3	"	31度05分	34.8	"
⑥5	"	⑥4	"	32度42分	43	"
⑥6	"	⑥5	"	129度30分	167	"
⑥7	"	⑥6	"	203度27分	40.5	"

B区域一2

次の⑥8の地点から⑦1の地点を順次に直線で結んだ線及び⑦1の地点と⑥8の地点とを結ぶ昭和51年秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑥8の地点 ④の地点から251度42分41秒607メートルの地点

⑥9	"	⑥8	"	129度30分	46.7	"
⑦0	"	⑥9	"	214度00分	339.5	"
⑦1	"	⑦0	"	297度40分	53.9	"

(3) 面積 188,634.81平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 茨城県日立市留町字北河原地先から日立市久慈町1丁目地先

(2) 区域 次の①'の地点から⑭'の地点を順次に直線で結んだ線及び⑭'の地点と①'の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 国土地理院久慈三角点(北緯36度29分21秒, 東経140度36分50秒)から80度10分14秒1,282.4メートルの地点

①'の地点 ④の地点から 34度38分 8メートルの地点

②'	"	①'	"	34度38分	61	"
③'	"	②'	"	59度30分	29	"
④'	"	③'	"	154度30分	392	"
⑤'	"	④'	"	186度45分	305	"
⑥'	"	⑤'	"	252度30分	1,322	"
⑦'	"	⑥'	"	311度00分	386	"
⑧'	"	⑦'	"	44度30分	147	"
⑨'	"	⑧'	"	130度00分	70	"
⑩'	"	⑨'	"	51度00分	53	"
⑪'	"	⑩'	"	13度30分	89	"
⑫'	"	⑪'	"	343度05分	4.2	"
⑬'	"	⑫'	"	302度50分	2	"

⑭'	"	⑬'	"	18度52分	42.5	"
⑮'	"	⑭'	"	98度00分	3.4	"
⑯'	"	⑮'	"	41度00分	38.5	"
⑰'	"	⑯'	"	37度47分	41.5	"
⑱'	"	⑰'	"	33度07分	37.1	"
⑲'	"	⑱'	"	28度45分	58.8	"
⑳'	"	⑲'	"	24度40分	28.6	"
㉑'	"	㉑'	"	15度22分	56.3	"
㉒'	"	㉒'	"	20度00分	61.8	"
㉓'	"	㉓'	"	21度08分	58	"
㉔'	"	㉔'	"	20度12分	23.4	"
㉕'	"	㉕'	"	24度37分	34	"
㉖'	"	㉖'	"	26度30分	54.9	"
㉗'	"	㉗'	"	29度10分	40.7	"
㉘'	"	㉘'	"	31度05分	34.8	"
㉙'	"	㉙'	"	32度42分	43	"
⑳'	"	㉚'	"	54度50分48秒	7.8	"
㉛'	"	㉛'	"	38度20分	53.7	"
㉜'	"	㉜'	"	49度10分	32.3	"
㉝'	"	㉝'	"	51度42分	23.2	"
㉞'	"	㉞'	"	56度15分	42.2	"
㉟'	"	㉟'	"	57度32分	25.1	"
㊱'	"	㊱'	"	62度20分	73.5	"
㊲'	"	㊲'	"	73度00分	76.2	"
㊳'	"	㊳'	"	81度30分	114.5	"
㊴'	"	㊴'	"	64度15分	122.2	"
㊵'	"	㊵'	"	52度05分	125	"

(3) 面積 1,186,590.19平方メートル

4 埋立地の用途

用途	配置	規模
荷さばき地用地	A区域-1の壁(-7.5メートル)背後及び埋立護岸背後, A区域-2の埋立護岸背後及びB区域-2の埋立護岸背後に計4カ所	約 30.7 千平方メートル
野積場用地	A区域-1の埋立護岸背後の荷さばき地用地と付替245号線との間及びB区域-1の付替245号線沿の埋立護岸側	約 16.7
岸壁敷	A区域-1に岸壁(-7.5メートル)及び取付	約 5.02
護岸敷	A区域-1に先端護岸及び埋立護岸 A区域-2に埋立護岸 B区域-1に埋立護岸 B区域-2に埋立護岸	約 2.6
河川敷	瀬上川沿いに	約 3
道路敷	A区域-1からA区域-2, B区域-2 B区域-1へ臨港道路 A区域-1に臨港道路 埋立区域を縦断する付替245号線 現245線に接続する道路 13本 現245号線の拡幅	約 51.4
商業用地	A区域-1及びB区域-1の付替245号線沿いと瀬上川沿いに	約 12.8
住宅用地	A区域-1及びB区域-1の現245号線と商業用地との間	約 32.2
公園・緑地	A区域-1の瀬上川の北側及び商業用地と現245号線の間 B区域-1の瀬上川の南側及び商業用地と現245号線の間	約 29.5
計		約 188.6 <del>186.3</del>

5 免許年月日

昭和53年3月14日

茨城県告示第396号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

昭和53年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 常陸太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日立都市計画公園事業  
6.5.101山吹運動公園
- 3 事業施行期間 昭和46年 1 月 21 日から昭和58年 3 月 31 日まで
- 4 事業地  
昭和46年 1 月 21 日付茨城県告示第59号の事業地のとおり

茨城県告示第397号

昭和48年 2 月 19 日茨城県告示第 149 号で告示した茨城県財務規則 (昭和44年茨城県規則第12号) 第164条第 3 項の規定による本庁又は公所に所属する所属店の一部を次のように改正し、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

昭和53年 3 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第 3 本庁又は公所に属する所属店の表中

茨城県養鶏試験場	を
茨城県養鶏試験場 茨城県立茨城東高等学校	に、
茨城県畜産試験場	を
茨城県畜産試験場 茨城県立友部高等学校	に、
茨城県立猿島農芸高等学校	を

茨城県立猿島農芸高等学校  
茨城県立境西高等学校

に

改める。

茨城県告示第398号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により、次の者の登録をまつ消した。

昭和53年3月30日

茨城県県北地方総合事務所長 橋本 章

第1種業者営業廃止

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	廃止理由
					所在地	名称		
北総合第93号	昭和52.8.1	高萩市高浜町1の32	中川 栄	中川林業	住所に同じ	商号に同じ	素材生業 産販売業	死亡のため

公 告

●争議行為の予告通知の公表

水戸赤十字病院労働組合執行委員長小瀬和男から昭和53年3月17日労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつたので公表する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 事 件

- (1) 賃上げ
- (2) 賃金体系改善
- (3) 昇格基準改善
- (4) 定期昇給
- (5) 諸手当改善
- (6) 地域調整手当(増額と範囲拡大)
- (7) 退職一時金改善
- (8) 労働時間短縮
- (9) 増員, 合理化反対
- (10) 院内保育所
- (11) 定年制実施反対
- (12) 権利拡充

- (13) 日赤年金改善
- (14) 医療供給体制の確立と独算制撤廃
- (15) 労働災害企業補償
- (16) 全国一律最低賃金8万円
- (17) 年金, 医療改善を中心とした社会保障拡充
- (18) ILO「看護職員条約, 勧告」の批准と適用
- (19) 職場要求

2 日 時

昭和53年3月28日以降本問題が解決に至るまでの期間

3 場 所

水戸赤十字病院労働組合の組合員が従事する職場

4 概要あらゆる形の争議行為を実施する。

●種牡畜検査の実施

茨城県種牡畜検査条例(昭和38年茨城県条例第16号)に基づく昭和53年度定期種牡畜検査を次のとおり施行するので茨城県種牡畜検査条例施行規則(昭和25年茨城県規則第42号)第5条の規定により公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 検査の目的

家畜の改良増殖を図るため, 種付の用に供する種雄畜の検査を実施する。

2 検査の対象となる家畜

種付の用に供する豚, めん羊及び山羊

3 検査実施地域

県西地方総合事務所管内

4 検査日程

検査月日		検査場所		検査予定頭数	備考
月日	時間	市町村	検査場	豚	
4月11日	10:00~12:00	結城市	竹内喜三郎方	10	頭
	13:30~15:00		中沢新一郎方	5	
	10:00~12:00	石下町	石下町農協	7	
4月12日	10:00~12:00	水海道市	市営グラウンド隣	13	
	10:00~12:00	八千代町	八千代町役場	13	
4月13日	10:00~12:00	明野町	明野町役場	14	
	10:00~12:00	千代川村	千代川村農協	23	

4月17日	10:00~12:00	下館市	中沢万蔵方	20	
4月18日	10:00~12:00	真壁町	真壁町役場	5	
	10:00~12:00	協和町	協和町役場	16	
	13:30~15:00	大和村	大和村役場	2	
4月21日	10:00~12:00	岩井市	岩井市農協	9	
	10:00~12:00	関城町	関城町農協	11	
4月25日	10:00~12:00	下妻市	下妻市家畜市場	72	
	11:00~12:00	三和町	三和町役場	4	
4月26日	10:00~12:00	猿島町	猿島町役場	4	
	13:30~15:00	境町	境町役場	3	
4月27日	10:30~12:00	古河市	総和町役場	4	
	10:30~12:00	総和町	"	15	
計				250	

●土地区画整理組合の事業計画の変更

姫宮土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 組合の名称 姫宮土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和47年4月13日から昭和54年3月31日まで
- 3 施行地区 竜ヶ崎市字姫宮，字中谷原の各一部
- 4 事務所の所在地 竜ヶ崎市米町4024番地
- 5 変更の主なる内容  
施行期間の延長（昭和52年度を昭和53年度に）資金計画の変更
- 6 設立認可の年月日  
昭和47年4月13日
- 7 変更認可の年月日  
昭和53年3月30日

出し山土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 組合の名称 出し山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和47年1月13日から昭和54年3月31日まで
- 3 施行地区 竜ヶ崎市字出し山地内
- 4 事務所の所在地 竜ヶ崎市4235番地  
竜ヶ崎市役所建設部開発課内

- 5 変更の主なる内容  
施行期間の延長(昭和52年度を昭和53年度に)資金計画の変更
- 6 設立認可の年月日  
昭和47年1月13日
- 7 変更認可の年月日  
昭和53年3月30日

●土地区画整理組合の解散

ばらき台土地区画整理組合の解散について認可したから土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
勝田市中根字笹野3269番の1, 3269番のロ, 3269番のハ, 3269番の5, 3269番の7, 3269番の16, 3269番の17
- 2 事業主の住所及び氏名  
勝田市中根2182 安 富 弘

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
常陸太田市新宿町字穴戸沢432番の1, 432番の2, 433番から435番まで, 439番の2, 440番の1, 441番の1, 441番の4
- 2 事業主の住所及び氏名  
常陸太田市木崎二町896-1  
日立商事株式会社  
代表取締役 小林 一 清



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡牛久町大字牛久字蛇喰708—6, 707—5

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡牛久町牛久248—2

日東不動産株式会社

代表取締役 日 暮 輝 男

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年3月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
境土木指令 第109号	53. 3. 13	平井 仲蔵	古河市南町 2—4	古河市大字古河字鹿養 道南823—12, 15, 18, 19	4.00	24.00
" 第110号	"	館野信二郎	" 北町 8—33	" 常盤町 4180—1128	4.00	26.80
" 第111号	"	坂入 正昭	東京都荒川区東 日暮里 6—28—5	" 大字古河字鹿養 道南544—22	4.00	15.50
" 第112号	"	浅川 豊彦	埼玉県戸田市大 字新曾1190—1	猿島郡総和町大字水海 字上谷津2945—4	4.00	54.50
下土木指令 第159号	53. 3. 14	野辺 勝臣	結城市大字結城 541	結城市大字結城字玉目 2112—1, 2119—4	4.00	30.50
潮土木指令 第109号	53. 3. 16	川島 重吉	東京都中野区江 古田1—10—8	鹿島郡鹿島町宮中字新 町附2047—6	4.00	24.40
水土木指令 第255号	53. 3. 17	日本海商KK 岡本 義春	東京都港区新橋 5丁目14—6	東茨城郡茨城町大字長 岡字矢頭3840—1, 3848—2, 3854—4, 3859—2, 3861—2	4.96 { 8.00	882.40

正 誤

昭和53年3月2日付茨城県報第6609号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から2	字柏田742番地先まで	字中柏田742番地先まで
10	上から10	字柏田742番地先まで	字中柏田742番地先まで

昭和53年3月14日付茨城県報号外中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	7	約 134,500      3,443	約 134,500      約 3,443
5	17	建ぺい率 40パーセント以下 容積率 200パーセント以下	建ぺい率 40パーセント以下 容積率 80パーセント以下

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所